

あなたの職場の健康づくりをサポートします！！ 地域産業保健センターをご活用ください！



産業医が選任されていない労働者50人未満の小規模事業場では、労働者への産業保健サービスを提供することが困難な状況にあります。地域産業保健センターは、産業保健サービスを無料で提供し、小規模事業場の健康管理のお手伝いをしています。

★ 以下のサービスが無料で受けられます ★

1. 健康診断の結果有所見であった労働者に対する医師からの意見聴取

健康診断で異常所見があった労働者については、事業者は就労に係る医師意見の聴取を行う必要があります。地域産業保健センターでは、登録産業医が医師の意見聴取に応じています。

2. 脳・心臓疾患のリスクの高い労働者に対する保健指導

健康診断結果に基づき、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導を行います。

3. メンタルヘルス不調の労働者に関する相談・助言

メンタルヘルス不調を感じている労働者及び当該事業者に対し、医師による相談・指導を行います。

4. その他の健康相談・保健指導

脳・心臓疾患以外の有所見項目についての保健指導等を行います。

5. 長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者については、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。

6. ストレスチェック実施後の高ストレス者に対する面接指導

ストレスチェックで高ストレス者と判定された労働者に対し、心理的な負担の状況の確認など、医師による面接指導を行います。※ストレスチェック自体を実施するものではありません。

7. 治療と就労の両立に関する相談・助言

治療を続けながら仕事を両立させるために、労働者（患者）と事業場及び産業医や主治医・医療機関との間で調整しながら相談対応や助言を行います。

8. 職場を訪問して作業環境等に関する助言

- (1) 職場巡視に基づき、職場の作業管理、作業環境管理について助言を行います。
- (2) 職場巡視により労働衛生対策に関する助言を行います。

● 利用方法 ●

管轄地区（徳島・鳴門・三好・阿南）のコーディネーターが、対応する産業医・日程・実施場所等を調整します。裏面申込書にて、事前にお申込みください。

労働安全衛生法等により、職場の労働衛生のための措置の実施が義務付けられています。

地域産業保健センターでは、50人未満の事業場において自ら実施することがむずかしい以下の項目について、職場の労働衛生対策のお手伝いをしています。

1 健康診断の結果、有所見であった労働者に対する医師からの意見聴取

【労働安全衛生法第66条の4】

事業者は、…健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、…医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

【労働安全衛生法第66条の5】

事業者は、…医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

2 健康相談（脳・心臓疾患リスク者に対する保健指導）

【労働安全衛生法第66条の7】

事業者は、…健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

3 健康相談（メンタルヘルス不調者に係る相談・助言）

【労働安全衛生法第69条】

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

【労働安全衛生法第70条の2】

厚生労働大臣は、…事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

【労働者の心の健康の保持増進のための指針（改正平成27年11月30日告示第6号）】

4 健康相談（その他相談・保健指導）

【労働安全衛生法第66条の7】

事業者は、…健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

5 長時間労働者に対する医師による面接指導

【労働安全衛生法第66条の8】

事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導…を行わなければならない。

…事業者は、…面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、…医師の意見を聴かなければならない。



…事業者は、…医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

【労働安全衛生法第66条の9】

事業者は、前条第1項の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であって健康への配慮が必要なものについては、…必要な措置を講ずるように努めなければならない。

6 高ストレス者に対する医師による面接指導

【労働安全衛生法第66条の10】

事業者は、…心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するもの（高ストレス者）が医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、…医師による面接指導を行わなければならない。

事業者は…面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、…医師の意見を聴かななければならない。

事業者は、…医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。



7 治療と職業生活の両立に関する相談・助言

【がん対策基本法第20条】

国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

【労働契約法第5条】

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。



8 職場の作業管理や作業環境管理についての実地相談

【労働安全衛生法第22条】

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- ①原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- ②放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- ③計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- ④排気、排液又は残さい物による健康障害

【労働安全衛生法第23条】 等

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。



申し込みはFAXをご利用ください。 F A X 088-656-0550

徳島・鳴門
三好・阿南

地域産業保健センター利用申込書

平成 年 月 日

▼ ご希望の項目に○を付してください。

- 1 健康診断の結果有所見であった労働者に対する医師からの意見聴取
- 2 健康相談（脳・心臓疾患リスク者保健指導）
- 3 健康相談（メンタルヘルス不調者に係る相談・指導）
- 4 健康相談（その他相談・保健指導）
- 5 長時間労働者に対する医師による面接指導
- 6 高ストレス者に対する医師による面接指導
- 7 治療と職業生活の両立に関する相談
- 8 職場の作業管理や作業環境管理についての実地相談

事業場名			
所在地	〒		
※担当者	職名 _____ 氏名 _____ ※担当地区のコーディネーターがご連絡いたします。必ず担当者名をご記入ください。		
業種		電 話 F A X	
相談対象の 労働者数	名(内、面談予定 名)	労働者数	人
※本社、親企業 などの情報	本社、親企業等の名称（ _____ ） 事業場の属する本社、親企業等の全労働者（ _____ 人） 本社、親企業の産業医数（産業医 _____ 名、内専属産業医 _____ 名） ※申し込み事業場が企業の支店、営業所、工場や子会社などの場合、当該企業 又は親企業の情報をご記入下さい。		
希望月日	平成 年 月 日頃	事業場訪問	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

◆下記事項を必ずご一読いただき、いずれかにチェックをしてください。

- | | | |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | はい | いいえ |
| 1 就業する事業場規模は50人未満です。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2 健康相談・面接指導は治療目的でないことを理解しています。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意しています。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

【問い合わせ先】徳島産業保健総合支援センター
〒770-0847 徳島市幸町3-61 徳島県医師会館3階
TEL 088-656-0330 受付時間 8:30~17:15
FAX 088-656-0550 (土・日・祝を除く)

